

施策評価調書（基本目標別）

<p>基本目標</p>	<p>3 地震等の非常時に強い水道</p> <p>主要施策（5）、（6）</p>
<p>施策の趣旨</p>	<p>主要施策（5） 危機管理体制の強化 地震や事故等によって水道施設が被災した場合に、断水等のお客様への影響を、短時間かつ最小限にすることができるよう、職員等の活動体制の充実・強化を図るとともに、給水区域内 11 市との連携強化に努めます。</p> <p>主要施策（6） 緊急時における水融通体制の確保 地震等により浄・給水場の機能が停止した場合に、断水等の影響を受ける地域を最小限にすることができるよう、他の施設とのバックアップ体制を整備するとともに、水道用水供給事業者との水の相互融通についても検討・協議を進め、水融通体制の確保を図ります。</p>

<p>評価結果の概要</p>	<p>基本目標 3 においては、2つの主要施策の下に 5 の主な取組を位置付けております。各取組について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、4つの取組について「a」評価（達成している）、1つの取組について「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果（効果）」に係る評価は、主要施策（5）、（6）共に「a」評価（成果が出ている）としました。</p> <p>III 「今後の進め方」に係る評価は、主要施策（5）、（6）共に「a」評価（継続）としました。</p>
----------------	--

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果		
<p>(5) 危機管理体制の強化</p>	<p>「成果」 a</p>	<p>「今後の進め方」 a</p>
<hr/> <p>主な取組 「達成状況」</p> <p>① 応急活動体制の強化・拡充 a</p> <p>② 緊急時における初期活動体制の強化 b</p> <p>③ 給水区域内 11 市との連携強化 a</p>		
<p>(6) 緊急時における水融通体制の確保</p>	<p>「成果」 a</p>	<p>「今後の進め方」 a</p>
<hr/> <p>主な取組 「達成状況」</p> <p>① 浄・給水場間バックアップ体制の整備 a</p> <p>② 水道用水供給事業者との水融通体制の確保 a</p>		

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」についての 内部評価の妥当性	<p>基本目標の達成に向けた主要な施策や取組の状況が示されており、各取組の達成状況や施策の成果に対する内部評価は、評価調書の内容及び補足説明を総合して「妥当である」と判断します。</p> <p>なお、評価調書の記載の仕方等に改善の余地があるものなどについては、各委員から出た意見を踏まえ、更なる改善を期待します。</p>
	<p>A：妥当である 5人 B：概ね妥当である 0人 C：不十分である 0人</p>	
外部評価会議 委員の評価	「今後の進め方」についての 内部評価の妥当性	<p>各取組や施策の推進状況を踏まえた今後の進め方についての内部評価は、総じて「妥当である」と判断します。</p> <p>今後の取組及び施策展開においても、各委員から出た意見等に留意されることを期待します。</p>
	<p>A：妥当である 5人 B：概ね妥当である 0人 C：不十分である 0人</p>	
外部評価会議 委員の主な意見	<p>基本目標3の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見は以下のとおりです。</p> <p>主要施策(5)危機管理体制の強化 取組②緊急時における初期活動体制の強化 ○情報伝達訓練において、例年4月の応答率が低い傾向があるとすると、4月に大震災が起きた場合に参集できないということになってしまうので、問題意識を持っていただきたい。 ○新たな緊急体制について検討した結果、更なる検討が必要になったのであれば、その検討課題について記載した方がよい。 ○大幅な変更が「b：一部見直して継続」という評価になるのであれば、大幅な変更かそうでないかの線引きがわかりにくいので、定性的な評価に関わる考え方について、別途評価全体のしくみのあり方の中で整理・検討いただきたい。</p> <p>取組③給水区域内11市との連携強化 ○仮設給水栓について、分かりやすい説明を評価調書に記載した方がよい。</p> <p>主要施策(6)緊急時における水融通体制の確保 施策の成果 ○成果目標が「安定給水人口率100%を達成するための工事完了」となっているが、その工事が完了したことから「今後の進め方」で「a：継続」とするには、新たな目標の再設定が必要となるので、その説明を記載する必要がある。</p>	